

## 袖ヶ浦さつき台病院における面会に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、入院患者（以下「患者」という）への面会についての必要事項を定め、患者の精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、また患者及び院内の安全確保を行い、適切な面会の機会を確保することを目的とする。

### (面会時間)

第2条 患者に面会することができる時間は、全日13時～17時までとし、1回あたり1時間程度とする。ただし、急を要する場合等は主治医もしくは病院が認めるときはこの限りではない。

### (面会人数)

第3条 1回の面会につき4名程度までを基本とするが、病状等によりこの限りではない。

### (面会場所)

第4条 原則、入院病棟内の個室及び面会室、サロン等とするが、病棟機能に応じて各病棟の指定する場所で行うこととする。

### (面会者)

第5条 原則として家族またはこれに準ずる者で中学生以上とする。ただし、患者の病状、家庭事情等を考慮して主治医及び病院が認める時はこの限りではない。

### (感染対策の遵守)

第6条 面会者は、院内感染防止のため感染症に罹患していないこと。また発熱や感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢、発疹等）がないこと。

- 2 病棟内への入棟前は、手指衛生（手洗いまたは手指消毒）を行う。
- 3 感染症流行時期等における院内でのマスク着用ルールを順守すること。

### (面会の手続き)

第7条 精神科病棟では、面会予約受付（14時～17時）に電話にて面会予約を行い、その予約は前日までとする。

- 2 面会当日は、面会受付（本棟1階もしくはリハケア棟地下）にて、「面会票」に必要事項を記入し病棟受付で提出する。また面会札を着用し職員が確認できるようにすること。
- 3 面会終了後は速やかに退館し、面会札を面会受付に返却する。

（面会中の禁止事項と制限）

第8条 以下の項に該当する場合は、面会の中止および面会をお断りすることがある。

- 2 大声での会話、他患者の病室・関係者エリアへ立入、医療機器等への接触や操作など迷惑となる行為。
- 3 無断での録音及び写真・動画撮影、それらのSNS等への投稿をする行為。
- 4 病院職員の指示に従わない行為。
- 5 その他、カスタマーハラスメント等で職員が不適切と判断する行為。

（面会制限）

第9条 患者の病状悪化、または治療・検査の実施等により、面会が不適切と医師が判断した場合。

- 2 地域または院内において感染症の流行が発生し、緊急の防疫措置が必要な場合。

（正当な理由のない面会制限の禁止）

第10条 感染症の流行等による合理的な理由がない限り、原則として患者への面会機会を不当に制限しないものとする。

（規程の掲示と周知）

第11条 本規程は、患者および家族等がいつでも確認できるように、院内の目立つ場所（掲示版等）に掲示するとともに、当院の公式ウェブサイトに掲載する。また、入院手続き時に書面等を用いて説明を行う。

（規程の見直し）

第12条 本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化、地域の感染症発生動向、厚生労働省の指針等を踏まえ、見直しを行うものとする。また本規程の改訂は、関連部署の意見を踏まえたうえで病院会議の承認を得て決定する。

付則

この規程は、令和8年6月11日から施行する。